

町内会に関する条例検討委員会 検討内容・想定スケジュール

1 検討内容

- 1 条例が目指す方向性
- 2 条例に盛り込むべき基本的事項
- 3 条例イメージ案

2 想定スケジュール

回数	項目	概要
1 1月17日	過去検討等の情報共有	①町内会を取り巻く状況について ②さっぽろ地域コミュニティ検討委員会の報告について ③他政令市の類似条例について
	条例についての検討（1）	①委員による意見交換 ・新条例が目指す方向性について ・新条例に入れるべき内容について
2 2月上旬	条例についての検討（2）	前回検討内容の確認
	条例についての検討（3） ・市民意見について （市民ワークショップの結果を受けて）	市民ワークショップの結果について ①ワークショップの報告を受けての意見交換、分析
	条例についての検討（4） ・町内会長の意見について （町内会長アンケートの速報）	町内会長アンケートの結果について ①アンケートを受けての意見交換、分析
	これまでの情報・意見の整理	①条例本文に入れるものについて ②全体の方向性について
3 3月上旬	報告書案を基にした確認・討議	①これまでの報告まとめ（報告書）
		②条例イメージ案の確認・討議
4 3月下旬	報告書案の確認	①報告書案の確認
		②条例イメージ案の確認

さっぽろの町内会を取り巻く状況

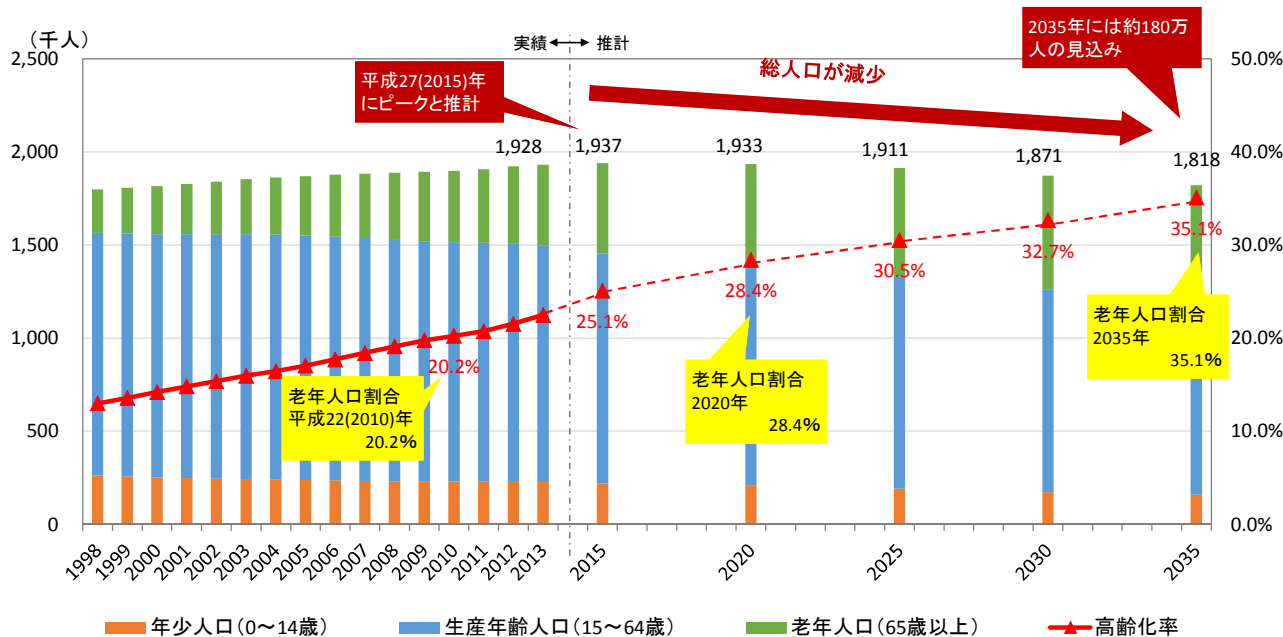
1 札幌市の人口の現状

1

(1) 人口推移と高齢化

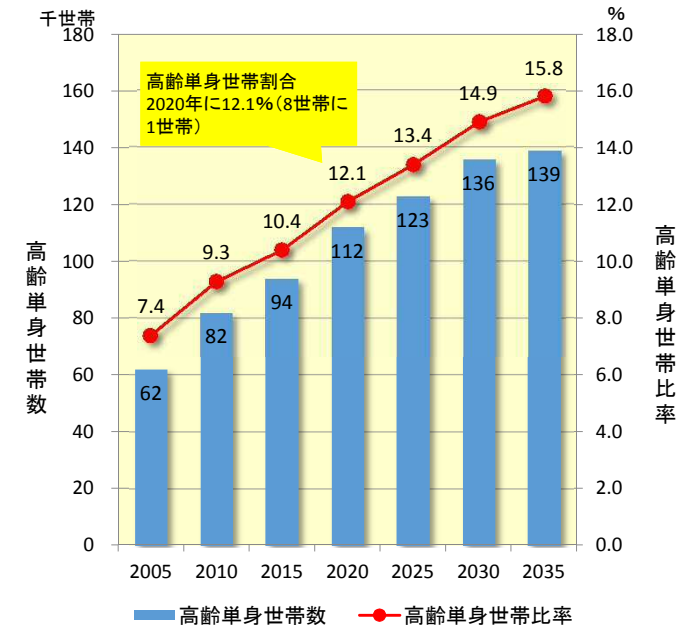
- 平成22年の国勢調査を基に札幌市が推計した結果によると、札幌市の人口は平成27(2015)年頃（約194万人）をピークに人口減少へ転じると推計されている。（※実際には、現在増加傾向にあり、平成27年国勢調査によると約195万人）
- 2035年には、約180万人となることが見込まれており、今後人口減少による地域活力の低下等が懸念されている。
- 老年人口（65歳以上）の割合は、平成22(2010)年では20.2%であったが、2020年には28.4%、2035年には35.1%と、3人に1人以上が高齢者となることが見込まれている。
- また、2020年には、8世帯に1世帯が高齢の単身世帯となる見込みである。

【札幌市の人口と高齢化率】 出典：実績は国勢調査、推計は札幌市（※平成22年の国勢調査を基に推計したもの）



【高齢単身世帯の推移】

出典：実績は国勢調査、推計は札幌市（※平成22年の国勢調査を基に推計したもの）



(2) 人口減少・高齢化に伴う課題

■人口減少・高齢化に伴い地域において顕在化が想定される課題

- 地域コミュニティ（地域住民同士のつながりや連帯感）の希薄化
- 高齢者の増加（健康づくりや社会参加・交流機会の創出）
- 単身高齢世帯等の増加（見守りや支え合いなど孤立化対策）
- 安全安心な暮らしの確保（空き家増加、子どもの安心安全）
- 地域防災力の維持・向上（災害時要配慮者対策、避難所運営）
- 生活利便機能の低下（買物難民、除排雪）
- 地域活動の担い手不足（各種地域行事の維持困難化）

地域課題の...

多様性

→行政のみでは対応解決が困難な課題の増加

↓
公助だけではなく自助・互助・共助との連携の必要性

複雑化

→より専門的な知識・スキルを要する課題の増加

↓
地域の人材、活動主体が保有する様々な知識・スキルの効果的な活用の必要性

- 地域の互助・共助活動をする様々な役割・機能を担う地域コミュニティの活性化

- 町内会をはじめさまざまな知識・スキルを有する地域の多様な人材・活動主体のネットワーク（各種団体の連携関係の構築）

さっぽろの町内会を取り巻く状況

2

札幌市における地域コミュニティの状況

(1) 地域コミュニティとは

- 札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25～34年度）では、地域コミュニティについて以下のとおり示されている。

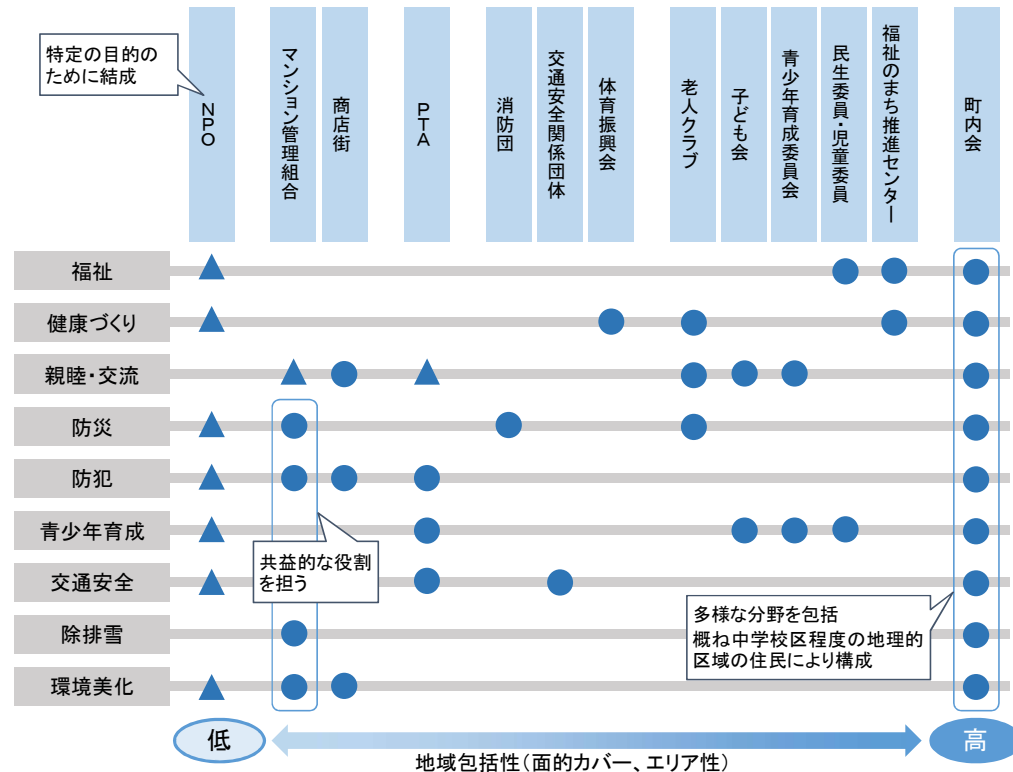
【地域コミュニティ】

コミュニティとは、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体をいい、そのうち、地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティという

(2) 地域コミュニティを構成する団体

- 地域においては様々なコミュニティ組織があり、NPOやサークルなどはテーマ型コミュニティと称され、ある分野やテーマなど特定の目的のために結成される組織である。
- マンション管理組合は、住環境という共通の目的として防犯や除排雪、環境美化などの共益的な役割として組織されている。
- 一方、町内会は多様な分野を包括しているとともに、面的なエリア性を含めた地域包括性が高い組織である。

【地域コミュニティを構成する団体とテーマ等の関連】



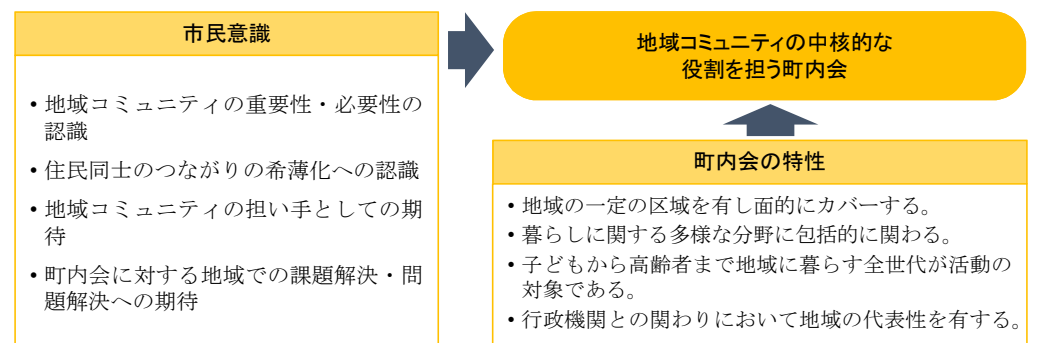
(3) 各団体の特徴比較

- 団体の特徴を比較すると、範囲や使命・目的、関わる世代などに相違がある。
- 特に、町内会においては、多様な対象に対する活動と地域の代表性を有する特徴がある

【主な団体の特徴の比較一覧】

	町内会	マンション管理組合	PTA	NPO
範囲	ある一定の地理的領域を有する	居住環境であるマンションを対象とする	学校を中心とした区域（学校区）※活動での面的な意味は少ない	区域等は持たない※関わる人による範囲による
目的・使命	・地域社会の運営（地域での暮らしの安全・安心、快適性の確保） ・地域による地域課題への対応	・建物の維持管理、居住者の安全・安心など生活に関わること	・児童生徒の健全な成長を図る ・保護者と教員が協力・連携を深め、互いに学びあう	・特定のテーマや分野の問題解決などを使命とする
組織形態	会員制・任意団体（入脱会自由）	組合制・法律に基づき区分所有者は必然的に組合員となる（管理する義務）	会員制・任意団体（入脱会自由）※実情では自動加入制の要素が強い	目的型で発生会員制
構成	区域で営む住民世帯及び事業所 会長、副会長、専門部、班	組合員は区分所有者（必ずしも居住しているとは限らない。※賃貸の場合は区分所有者は居住していない） 理事長、理事、監事、専門部等	学校に在籍する児童保護者と教職員 会長、専門委員会	テーマや目的などに賛同し活動する人が集まる 理事長、理事
世代	全年代（子どもから高齢者まで）	全年代（子どもから高齢者まで）	子どもを持つ保護者（同世代が多い）	多世代
活動	・生活環境の向上のための活動 ・安全で安心な暮らしを守るための活動 ・住民相互の交流を深める活動 ・市や他団体が行う事業への協力	・建物の維持管理・修繕計画 ・防犯・防災等の安全安心への取組 ・清掃・除排雪等の生活環境の整備 ・住民同士の交流・親睦	・学校教育の理解・振興のための活動 ・家庭教育の理解・振興のための活動 ・校外の生活指導のための活動 ・地域の教育環境の改善・充実のための活動	・組織の使命とするテーマや分野に関わる活動
情報	広報冊子、はがき、文書の回覧など	文書の掲示、回覧など	文書通達、メーリングリストなど	メーリングリスト、電話、SNS等
財源	会員からの一定金額の会費	管理規約に基づく管理費・組合費等	会員からの一定金額の会費	会員からの会費、寄附
その他	地域の代表性を有する	管理会社への管理の委託	—	非営利組織
特徴	テーマ・区域が広域で多様な対象に対して、日常的に活動する組織	建物の維持管理を基本として、居住者の生活利便性のため、防犯・防災・交流・除排雪等共益的取組を行う	児童生徒のテーマが明確であり、同世代が集まる組織	特定の目的を使命とした活動組織

(4) 地域コミュニティにおける町内会



さっぽろの町内会を取り巻く状況

3 町内会の現状と課題

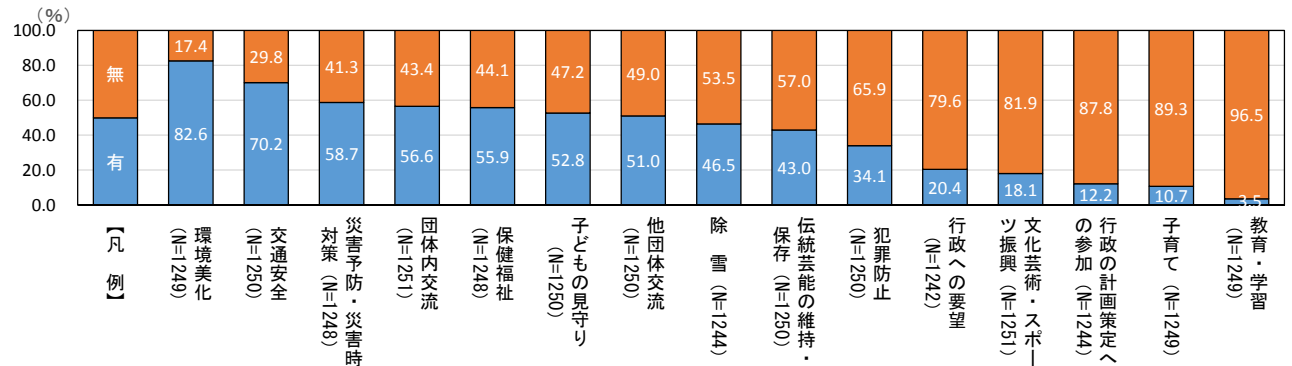
3

(1) 町内会による活動

- 町内会・自治会においては、住民同士の交流・親睦を主な目的としたイベントなどの行事の他、住民の安全安心な生活を目指して、街路灯の管理や見守りなどの防犯、避難訓練などの防災の取組、環境美化の観点から、ごみステーションの管理など、幅広い活動が行われている。



【町内会の活動状況】 出典:町内会・自治会に関するアンケート調査結果(平成28年3月)※単数回答



(2) 町内会加入率等について

① 町内会の組織数と加入率

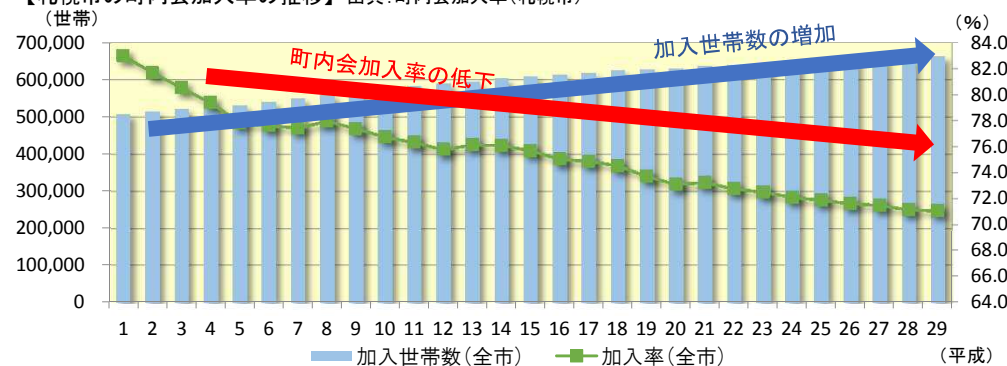
- 札幌市の町内会は、平成29年1月現在で、連合町内会90、単位町内会2,201が組織されており、市全体では加入率71.12%となっている。
- 町内会の加入世帯は増加している一方で、住環境や社会状況の変化に伴い、総世帯数が増加していることから、町内会加入率は、近年横ばいとなっている。

【札幌市の町内会の概要】

連合町内会	90
単位町内会	2,201
人口(人)	1,958,772
総世帯数(世帯)	933,448
加入世帯数(世帯)	663,897
加入率(%)	71.12

【札幌市の町内会加入率の推移】 出典:町内会加入率(札幌市)(世帯)

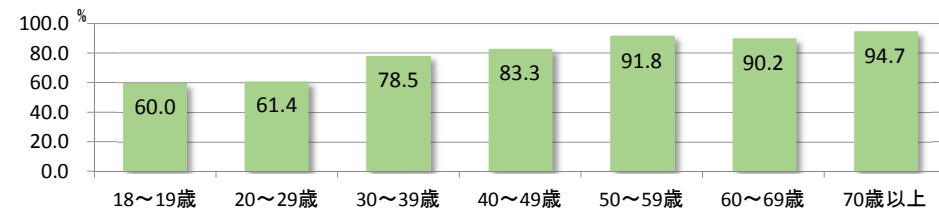
平成29年1月1日現在



② 年齢階層別の町内会加入率

- 年齢階層別で見ると、10代・20代が約60%と低く、若い世代の加入促進が求められている。

【年齢階層別の町内会加入率】 出典:平成22年度市民自治に関するアンケート調査

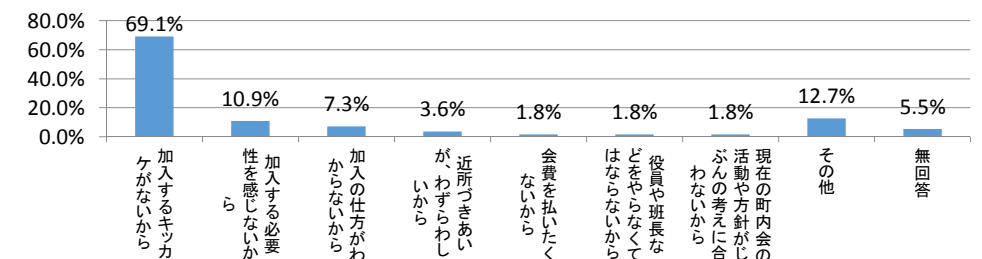


③ 町内会加入率とその他の要因

■ 未加入の理由

- 町内会への未加入の理由を聞いたアンケートでは、「加入するキッカケがないから (69.1%)」が7割と、圧倒的に高い。
- 一方、「加入する必要性を感じないから (10.9%)」は1割程度となっている。

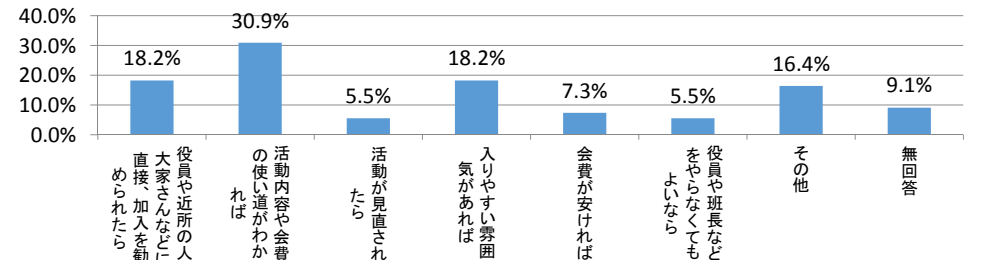
【町内会未加入の理由】 出典:平成26年度 町内会に関する意識調査(20～40代男女)※複数回答



■ どんなことがあれば加入するか

- 「活動内容や会費の使い道がわかれば (30.9%)」が最も多く、「役員や近所の人、大家さんなどに直接、加入を勧められたら (18.2%)」「入りやすい雰囲気があれば (18.2%)」が続いている。

【町内会加入条件】 出典:平成26年度 町内会に関する意識調査(20～40代男女)※複数回答



さっぽろの町内会を取り巻く状況

3 町内会の現状と課題

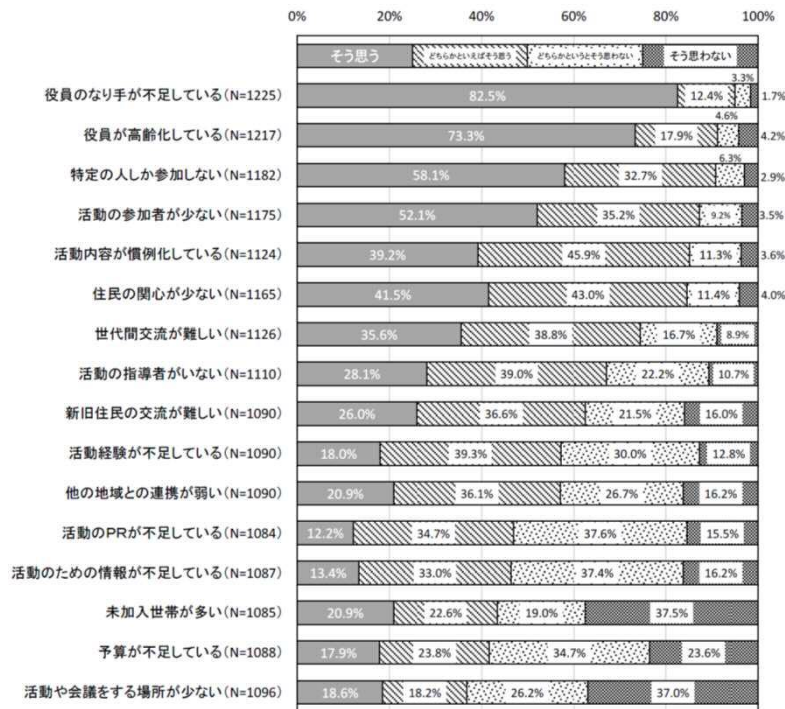
4

(3)町内会の運営に関する課題

①町内会の運営や加入促進に関する課題

- 平成28年3月の町内会・自治会に関するアンケート調査結果によると、町内会の運営に関する課題として、「役員のなり手が不足している（94.9%）」、「役員が高齢化している（91.2%）」、「特定の人しか参加しない（90.8%）」など、活動の担い手不足が大きな課題となっている。

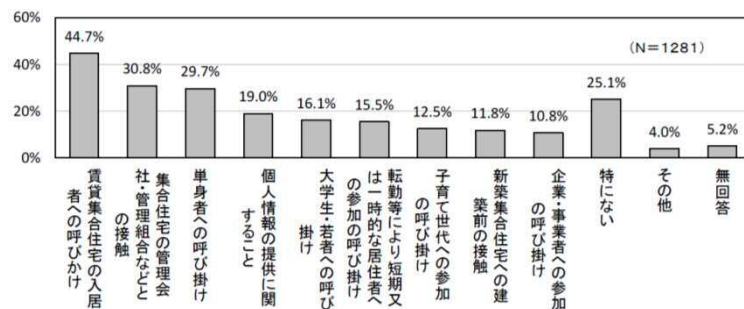
【町内会活動の運営における課題】 出典：町内会・自治会に関するアンケート調査結果（平成28年3月）



- 町内会活動への参加や加入を勧める上で、「賃貸集合住宅の入居者への呼びかけ（44.7%）」、「集合住宅の管理会社・管理組合などとの接触（30.8%）」「単身者への呼びかけ（29.7%）」があげられている。

【町内会活動への参加・加入を勧める上で困ること】

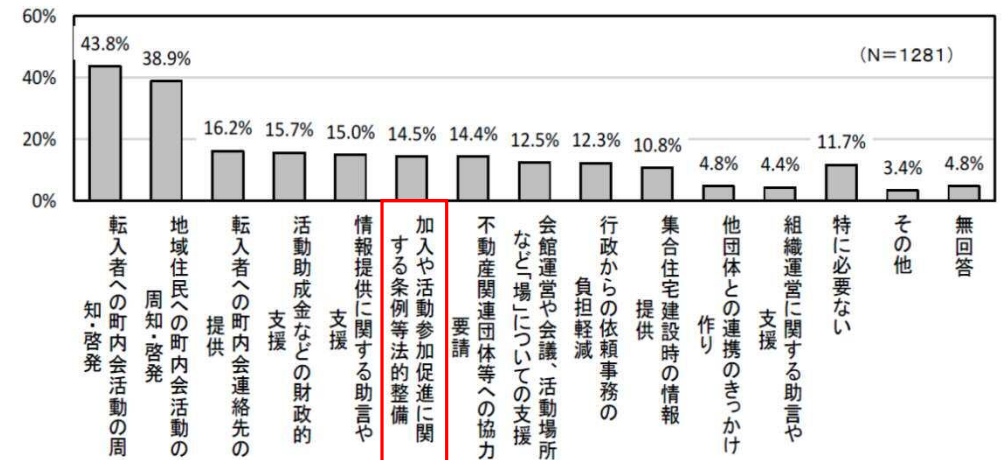
出典：町内会・自治会に関するアンケート調査結果（平成28年3月）※複数回答



③町内会活動の充実のために必要な支援等

- 市に求める支援に関しては、「転入者への町内会活動の周知・啓発（43.8%）」、「地域住民への町内会活動の周知・啓発（38.9%）」が多くなっている。なお、「加入や活動参加促進に関する条例等法的整備」の回答は14.5%となっている。

【必要な支援等】 出典：町内会・自治会に関するアンケート調査結果（平成28年3月）※複数回答（3つまで）



- 町内会活動を充実させるため、札幌市に取り組んでもらいたいことに関する記述式による回答では、「広報・情報発信」、「役員」に次いで、「加入促進」に関する記述が多い。
- 「加入促進」に関する記述回答では、未加入者への加入促進としての回覧のほか、町内会加入の義務化や法による制定などの意見も出されている。

【町内会活動を充実させるため、札幌市に取り組んでもらいたいこと】※記述式の回答（抜粋）

出典：町内会・自治会に関するアンケート調査結果（平成28年3月）

- 市民の町内会加入は自由であるが、行政の立場では加入を勧めています。勧めるのであれば明確にその理由を示し、必要であれば法によって定めるのが（法決定）良いでしょう。
- 町内会は、常に行政と未加入市民との間に立って困惑しているのが現状です。加入を義務とする方向で検討されてはどうでしょう。
- 未加入会員に対する加入促進。未加入会員にも回覧させるための施策（これにより高齢者等の孤独死防止。現在、未加入者には回覧での情報なし）
- 賃貸マンション入居者への町内会参加については、契約時に町内会加入を義務づけると良いと思う。条例化できないか。

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会の概要

1

(1) さっぽろ地域コミュニティ検討委員会とは

- 「さっぽろ地域コミュニティ検討委員会」は、秋元市長の公約に基づき、平成27年11月に、地域コミュニティの活性化に関する検討を目的として設置された懇話会で、学識経験者や地域活動の関係者など公募2名を含む8名の委員で構成された。
- 検討委員会では、市民ワークショップや町内会・自治会へのアンケートの結果も踏まえながら、計6回の会議を開催し検討を重ね、その結果を報告書としてとりまとめ、平成28年8月に市長に報告した。

■委員構成（8名）※50音順

（役職は当時）

飯田 俊郎	青森公立大学経営経済学部教授（H28.3まで札幌国際大学）＜副委員長＞
五十嵐 秀子	北区 幌北連合町内会副会長・女性部長
石村 実	もみじ台「地域の茶の間」代表、公募委員
喜多 洋子	地域コーディネーターかどまへる代表
鈴木 克典	北星学園大学経済学部教授＜委員長＞
町田 信一	北海道マンション管理組合連合会中央地区連絡協議会会長
山内 睦夫	中央区 桑園地区連合町内会会長
龍滝 知佳	くさぶえ町内会青年部長、公募委員

■検討委員会開催概要

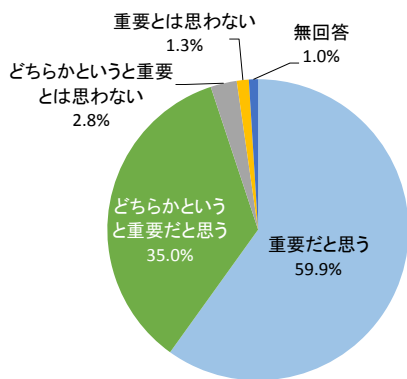
年 月	地域コミュニティ検討委員会
H27.11	第1回会議（11/5） 地域・町内会の現状と課題
H27.12	第2回会議（12/17） 地域コミュニティが担うべき役割・あり方
H28.2	第3回会議（2/12） 地域コミュニティ活性化のために必要な取組と課題
H28.3	第4回会議（3/23） 地域コミュニティ活性化のために必要な取組と施策
H28.6	第5回会議（6/8） 報告書についての検討
H28.7	第6回会議（7/12） 報告書の最終確認、調整

(2) 地域コミュニティに対する市民意識

① 地域コミュニティの希薄化・重要性 出典：平成27年度第2回市民アンケート調査※単数回答

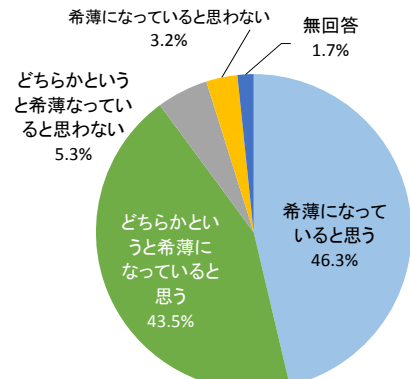
- 地域コミュニティに対する市民意識については、その重要性について「重要だと思う」「どちらかと言うと重要だと思う」合わせて約95%と高い重要性認識である一方、住民相互のつながりについて「希薄になっていると思う」「どちらかと言うと希薄になっていると思う」が合わせて約90%に上るなど、現状に対しては強い危機感が表われた結果となっている。

地域コミュニティは重要だと思うか



「重要」59.9%+「どちらかと言うと重要」35.0% 計94.9%

住民相互のつながりが希薄になっていると思うか



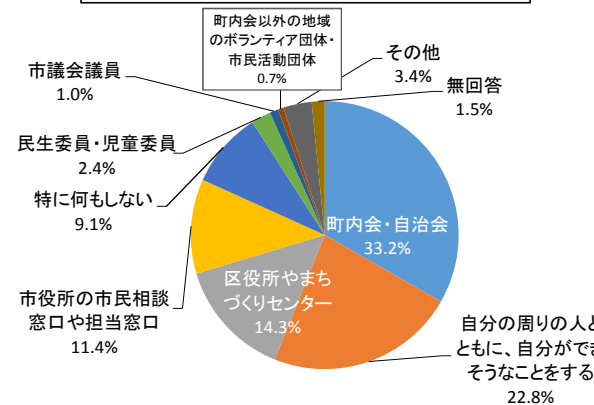
「希薄」46.3%+「どちらかと言うと希薄」43.5% 計89.8%

② 地域における身の回りや近所での問題への対応

出典：平成26年度市民自治に関するアンケート調査※単数回答

- 身の回りに問題が起こったときに相談するのは、「町内会・自治会」が33.2%で最も多く、次いで「自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする」が22.8%、「区役所やまちづくりセンター」が14.3%と続く。
- 町内会は、地域の様々な問題の解決に向けた活動の担い手としての認識が高いことがうかがえる。

身の回りや近所では何の問題が起こったときの行動

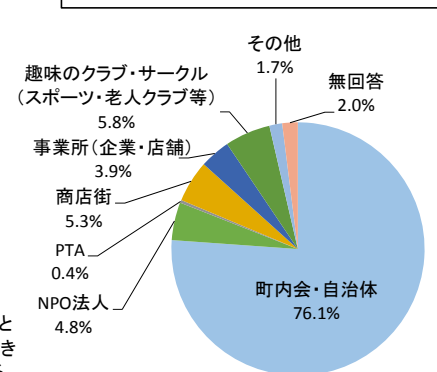


③ 地域コミュニティの担い手

出典：平成27年度第2回市民アンケート調査※単数回答

- 地域コミュニティの担い手としては、「町内会・自治会」の認識が高い。

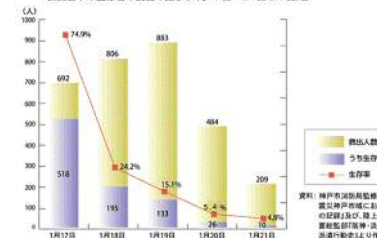
地域コミュニティを担う団体として重要なもの



<コラム> 防災時の地域コミュニティ

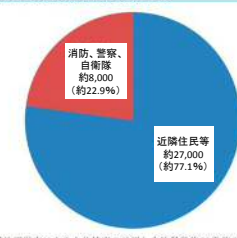
- 阪神淡路大震災では、救出時の生存率は初日の約75%が3日目には15%程度となり、時間を追うごとに救出時の生存率が低下し、初期の救出活動が重要となる中、神戸市の要救助者の85%は一般住民が救出しており、自力脱出困難者に関しては、35,000人のうち77%を近隣住民が救出している。
- このようなことから、自主防災組織や地域住民など地域コミュニティが果たす役割は大きく、特に、地域包括性を有する町内会の重要性は高いと言える。

救出者中の生存者の割合の推移（1月17日～21日の5日間）



出典：阪神・淡路大震災の経験に学ぶ（国土交通省 近畿地方整備局）

図表1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



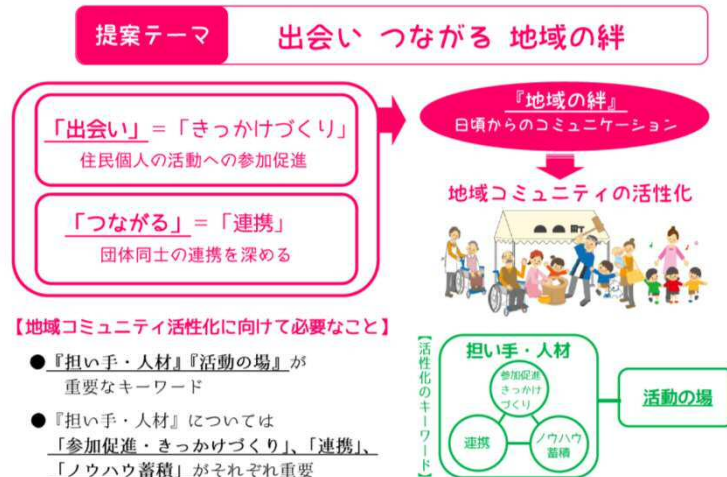
出典：河田恵明（1997）『大規模地震災害による人的被害の手続』自然科学第16巻第1号参照。ただし、割合は内閣府追記。

出典：平成26年度防災白書（内閣府）

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会の概要

(3) 検討委員会による提案

- 検討委員会では、地域コミュニティを活性化するために必要なことについて、「担い手・人材」「活動の場」に分けて、様々なアイデアを提案している。



①担い手・人材

- 地域コミュニティを活性化するためには、その活動を担う人材はもちろん、その活動に参加する人、活動を支える人、それら多くの人材が大切である。

■参加促進・きっかけづくり

- 意識づけ・関心を高める取組
- 活動の見える化・情報発信
- 負担が軽いライトな参加を受け入れる仕組み
- 地域活動へのインセンティブ
- 世代・対象に応じた参加の仕組みや呼びかけ

■連携

- 各主体が連携するためのコーディネート役が必要
- 地域や団体間のマッチング促進
- NPO・企業等の得意分野を生かした地域協力の促進

■ノウハウ蓄積

- 他の町内会や地域の活動事例・ノウハウの共有、意見交換・交流の促進
- ノウハウを持った専門性のある人材の育成・派遣等

②活動の場

- 地域が活性化するためには人と人が顔を合わせて話したり交流することが大切。日常の会議の場、普段からの交流の場、イベントを行う場など、「活動の場」が必要である。

- 公共施設等の活用
- 既存施設の地域活用促進

(4) 検討委員会による(仮称)町内会加入促進条例についての検討結果

- 札幌市を含め全国に20都市ある政令指定都市において、地域コミュニティの活性化に係る条例（「町内会加入促進条例」ではない）は、4都市のみで制定されている。いずれも地域コミュニティや町内会についての加入や参加を義務付けているものではなく、これらの効果や札幌で制定されうる状況であるのかなどが検討された。

■地域コミュニティの活性化と条例の必要性

- 近年、地震等の災害時における地域コミュニティの大切さが再認識されている。平成27年度に実施した市民アンケートにおいても、9割以上の方が地域コミュニティは重要だと思っていると答えている。一方で、9割弱の方が、住民相互のつながりが希薄になっていると感じており、地域コミュニティの重要性を認識しているが、実際の地域活動への参加に結び付いていない状況がうかがえる。したがって、地域活動参加への後押しやきっかけとなるよう、地域コミュニティへの関心を高め、参加意識を醸成することが必要である。

- 自治基本条例第8条では、「市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする」とし、第28条では、市はまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりを進めることを定めている。また、市民まちづくり活動促進条例第2条では、町内会を含む団体等の活動を「市民まちづくり活動」と定義し、事業者の役割や市の役割、市の支援体制などを定めている。これらの条例において、「まちづくり」や「市民参加」などの基本的な理念が既に定められており、参加意識の醸成のためには、これらの条例の意義をさらに浸透させることが大切であろう。

- 今後の人口減少・超高齢社会を見据えて、「地域コミュニティの活性化」に重点を置き、市民と行政が一体となって取り組んでいく姿勢を明確にすることは、参加意識の醸成につながるものと考える。様々な機会を捉えて、コミュニティ重視の姿勢を示していくこと、例えば、市長が自ら地域を応援するという思いを政策方針等の説明や「宣言」などで、市民に分かりやすく伝えることも重要である。

- 地域コミュニティの主役は市民であり、汗をかいて実際に活動している町内会や地域の団体である。したがって、地域コミュニティの活性化を目指した条例を新たに制定する場合においても、地域の声に耳を傾けることが大切である。これまでに条例を制定した他都市では、地域からの声を受けて、議員提案により条例を制定する動きがあったと聞いている。札幌市においても、まずは、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めるとともに、条例制定の機運が高まった時には、その市民の声を議員などが受けて、一つの形にまとめるということがいいのではないかと考える。

- 地域コミュニティを活性化するためには、日頃からのコミュニケーションが重要である。地域活動への参加者を増やすためには、様々な機会を捉えて、積極的に声掛けを行うことが大切であり、また、町内会への加入についても、チラシなどで依頼するだけでなく、直接顔を合わせて活動趣旨を説明することが大事である。こうした地域活動の主役は地域で実際に活動している市民一人ひとりなので、行政は、地域における住民相互のコミュニケーションが活性化するよう、町内会をはじめとした地域団体の活動を応援し、そのための具体的な施策をさらに充実させることが必要である。

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会後の状況について

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会の提言

- ・地域コミュニティへの関心を高め、参加意識を醸成することが必要
- ・具体的な施策の充実
- ・既存条例（自治基本条例・市民まちづくり活動促進条例）の意義をさらに浸透させることが必要
- ・市長による宣言などにより思いを伝えることも重要
- ・新たな条例を制定する場合には地域の声に耳を傾けることが大切

参加意識の醸成の先に条例制定があるとする考え方

提言を受けての取組

- ・施策の継続・充実
町内会支援事業 ※
- ・既存条例の周知
ホームページ、リーフレット等による周知

更に効果的な方策が必要

取組で見た問題点・懸案事項

・地域コミュニティの中核を担うのは町内会

・既存条例だけでは、町内会の意義や重要性が伝わりにくい

・効果的な取組を行うためには、施策の充実だけでなく、根幹となる理念が必要では

・町内会の基本理念を「幹」とし、具体的な施策を「枝葉」と位置付けることで一体的な参加意識の醸成が可能になるのでは

⇒地域コミュニティの活性化を図るには、町内会の活性化が重要であり、効果的な新たな条例のあり方を考えるべき

市としての方向性（議会答弁）

・住民の参加意識の醸成や、施策の充実に努めてまいりたい。（H29年 第2回定例議会 副市長答弁）

・地域コミュニティ検討委員会の提言を受け、具体的な施策の実施とともに、改めて有効的な条例のあり方について議論（H29年 第2回定例議会 市長答弁）

社会状況が変化する中、今後も市民の参加意識を醸成していくためには、これまでの取組に加え、町内会の意義や重要性などの理念をわかりやすく条例に定め、市民と行政が一体で取り組む姿勢を示すことも有効であると考え。したがって、今後は、町内会の自主・自立性を尊重しつつ、市民や有識者の意見を十分に聴きながら、町内会の活性化に資する新たな条例の制定に向け、具体的な検討を進めていく。（H29年 第3回定例議会 市長答弁）

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会の提言イメージ

既存条例の意義の浸透

具体的な施策の充実

実態はこの部分が弱く、参加意識の醸成に結びつかない

参加意識の醸成

制定の機運

新条例の制定

目的

地域コミュニティの活性化

目的達成のための効果的な実行イメージ

既存条例の意義の浸透

新条例

具体的な施策の充実

町内会の意義や重要性の共有

町内会活動を後押しすることで、市民に参加意識を持ってもらいやすくなることを期待

新条例による施策の根拠の明確化

参加意識の醸成

目的

地域コミュニティの活性化

町内会・自治会及び地域コミュニティの活性化に関する他都市の条例との比較整理

自治体名		札幌市	さいたま市	横浜市	川崎市	京都市
総世帯数(千世帯)		922,855世帯	563,239世帯	1,652,584世帯	697,952世帯	712,625世帯
町内会加入率(千分率)		71.2%	65.1%	74.8%	63.2%	68.5%
条例名		札幌市自治基本条例 札幌市市民まちづくり活動促進条例	さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例	横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例	川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例	京都市地域コミュニティ活性化推進条例
施行		平成19年4月1日 平成20年4月1日	平成24年5月2日	平成23年3月25日	平成27年4月1日	平成24年4月1日
提案		市長提案 市長提案	議員提案	議員提案	議員提案	市長提案
条例	1. 条例の目的	市民自治によるまちづくりの実現	市民まちづくり活動の促進	地域社会の活性化の推進	地域活動の促進	町内会・自治会活動の活性化 地域コミュニティの活性化
	2. 町内会等の位置付け	まちづくりを担う多様な主体の一つ	市民まちづくり活動を担う多様な主体の一つ	地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体	地域における多様な活動主体の一つ	地域社会において重要な役割を担う団体 地域コミュニティの中心を担う団体
	3. 市民の責務	市民の相互理解と協力 まちづくりへの主体的参加 発言と行動に対する責任	市民まちづくり活動の理解 市民まちづくり活動の促進への協力		地域活動が果たす役割の理解 地域活動への主体的な参加	地域コミュニティの重要性の理解 地域活動への参加と協力 住民組織への主体的な参加
	4. 町内会等の責務		活動の充実と公開性の確保 他の活動団体等との連携・協力	加入促進の取組 活動の充実と公開性の確保		加入促進の取組 活動の充実と公開性の確保 運営の透明性の確保
	5. 企業・事業者の責務	地域社会への理解と協力	市民まちづくり活動への理解と支援		地域活動への参加 市の施策への協力 従業員の地域活動参加への配慮	町内会等の活動への参加と協力 地域活動への理解と協力 市の施策への協力 従業員の地域活動参加への配慮
	6. 市の責務	総合的かつ計画的な行政運営のための総合号計画の策定 市民によるまちづくり活動の推進 青少年や子どものまちづくり参加への配慮	総合的な施策の実施と環境づくり 職員の育成と関係部局間の連携 まちセンを拠点とした活動支援	多様な主体の協力・連携に必要な環境整備 町内会等への加入、設立の促進に必要な支援の実施 町内会活動等への理解醸成、参加促進のための広報・啓発活動等の実施 地域社会の活性化に関する施策の推進と意見の尊重 町内会等の負担軽減	地域活動の促進に必要な施策の策定と実施	町内会等への理解醸成、参加促進のための広報・啓発活動等の実施 町内会等への加入、設立の促進に必要な支援の実施 町内会等の活動活性化に関する施策の推進と意見の尊重 町内会等の負担軽減への配慮
	7. 市職員の責務	市民の視点に立った職務遂行 まちづくり推進に必要な能力向上			地域活動への積極的な参加	地域コミュニティの重要性の理解 活性化の視点に立った職務の遂行
	8. 市の基本的施策	関係条例等の整備 情報支援 市民が学び、考える環境づくり 活動の場及び機会の充実 団体間の連携促進支援 区民の合意形成、意見調整の場の整備と意見の市政への反映	基本計画の策定 情報支援 広報・啓発支援 人材育成支援 活動の場に対する支援 活動支援(財政的支援) 基金の設置と助成	自治会の自主的・自立的な活動の支援 多様な価値観・自主性の尊重 自律性の確保と発展への配慮	情報支援 活動の場に対する支援 活動支援 活動団体間の連携促進支援 活動団体への加入促進支援 顕彰制度	広報・啓発支援 町内会等への加入促進、設立支援 計画の策定 情報支援 広報・啓発支援 専門家の派遣 相談支援及び関係者の意見調整 顕彰制度
	9. 不動産事業者との連携等	(※ 条例に規定はないが、別途、不動産関連団体と連携協定を締結→宅建協会・全日本不動産協会、北海道マンション管理組合連合会、北海道住宅都市開発協会、北海道都市開発協会)	(※ 条例に規定はないが、別途、不動産関連団体と自治会連合会が連携協定を締結→宅地建物取引業協会。)	(※ 条例に規定はないが、別途、不動産関連団体と町内会連合会、市の3社で連携協定を締結→宅地建物取引業協会。)	入居者に対する町内会等への加入又は設立に資する情報の提供 (※ 条例に規定はないが、別途、不動産関連団体と全町連、市で連携協定を締結→宅地建物取引業協会、全日本不動産協会)	入居者に対する住民組織等の活動に関する情報の提供 共同住宅における地域活動に関する情報掲示板の設置 特定共同住宅の新築時における住民組織との連絡調整担当者の届出(義務)
その他条例		—	—	—	横浜市地域まちづくり推進条例 横浜市市民協働条例	川崎市自治基本条例 京都市市民参加推進条例
各市の条例で活性化する範囲		住民自治・まちづくり参加 市民活動活性化 地域コミュニティ活性化 町内会活性化	住民自治・まちづくり参加 市民活動活性化 地域コミュニティ活性化 町内会活性化	住民自治・まちづくり参加 市民活動活性化 地域コミュニティ活性化 町内会活性化	住民自治・まちづくり参加 市民活動活性化 地域コミュニティ活性化 町内会活性化	住民自治・まちづくり参加 市民活動活性化 地域コミュニティ活性化 町内会活性化

指定都市の地域コミュニティ関係の条例の特徴

○町内会加入を義務付けている条例はない(理念条例)。 ○基本的な内容の多くは札幌市の既存2条例で包括しているものが多い。

※ 他都市にない特徴的な条文としては…
京都市「特定共同住宅の新築時に連絡調整担当者を市に届出る義務」

条例について

1 条例とは

- ・条例は、地方公共団体がその自治立法権に基づいて制定するものです。

地方公共団体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 14 条第 1 項に基づき、法令に違反しない限りにおいて、法第 2 条第 2 項の事務に関して条例を制定することができるとされています。

- ・条例の規定対象は、（１）法第 2 条第 2 項の事務、つまり地方公共団体の事務に限られ、（２）これが法令に違反しない限度のものでなければならず、かつ、（３）地方公共団体の長（以下単に「長」といいます。）その他の執行機関（人事委員会等）の専属的権限に属しないものということになります。

2 条例の制定について

- ・条例の制定について提案できるのは、通常は（１）長及び（２）議会の議員。
- ・提案された条例案は、議会の議決によって成立します（法第 96 条第 1 項第 1 号）。この場合の議決は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

3 罰則について

- ・地方公共団体の条例には、法令に特別の定めがあるものを除き、その条例の中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができることになっています（法第 14 条第 3 項）。